

令和7年鉾田市農業委員会11月定例総会議事録

日 時	令和7年11月25日(火) 午後2時00分					
場 所	市役所 2階 大会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出
	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出
	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出
	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	欠
	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出
	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出
	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出
	8番	関根 薫	欠	20番	長峰 克巳	出
	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出
	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出
	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出
	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長					
議 長	6番 飯岡政一(会長)					
議事録署名人	18番 永井 司 19番 齊藤 新一					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について					
	議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について					
	議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について					
	議案第 4 号 現況証明書の交付について					
	議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について					
	報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
	報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の					

		査が終われば工事が始まってしまっているような、そういう認識の下でやっているのかなと感じております。 あるものは農業委員会の方が現地調査を終わって、私と■■■さんで職員の方と2日後に行かなかった場合には、もっと工事は恐らく始まっていたのではないかと思います。やはりそういう甘い認識では、我々の農業委員会のやっていることがちょっとばかにされているような、そういう感じを私は受けましたので、局長と職員の方をお願いをして、これはちょっとまずいのではないかとということで、一応連絡を取ってやっていただいたような、そういう感じでございます。そういうことのないように皆さんで今後も協力しながら現地調査、なるべく近くのところも、何かあればそういう感じで見つけ次第ストップをかけるなり、意見を聞くなり、そういう形でやっていきたいと思っておりますので、これからもひとつよろしく願いいたします。 そういうことでございますので、今日も慎重審議のほう、皆さんでよろしく願いいたします。
事	務 局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長お願いいたします。
議	長	それでは、ただいまの出席委員は22名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会11月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんせんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、18番 永井司 委員、

		19番 齊藤新一 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 8番、関根薫委員、16番、城田俊男委員から、欠席する旨の届出がございましたので、報告をいたします。
議	長	それでは、これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号14番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号1番から番号14番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては、14件、地目、田4筆、畑20筆、計24筆。面積は4万6,455平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買11件、普通贈与1件、賃貸借1件、区分地上権1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議	長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
伊藤美智男委員		2番、伊藤です。申請番号1番についてご説明いたします。譲受人、 さんと譲渡人、 さんは、 の

議 長	間柄でございます。このたび農業経営拡大のため、売買が円満にまとまったということでございます。■さんは■さんから畑を譲り受け、長ネギを作付するとのことでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
荒野信寿委員	それでは、番号2番について地元委員の説明を求めます。 3番、荒野です。よろしくお願いします。申請番号2番につきまして説明申し上げます。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんは■間柄でございます。このたび農業経営規模拡大のため、売買契約が円満にまとまってございます。■さんの申請地を譲り受けて、サツマイモを作付するとのことでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長 海老原康廣委員	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 13番、海老原です。番号3番についてご説明いたします。 このたび、譲受人、■さんと譲渡人、■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。譲受人の■さんは、イチゴ、葉物野菜を中心とした農家であります。つきましては、農地法3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 大貫修一委員	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。 4番、大貫です。この案件は■さんの案件なのですが、■さんが本日■研修に行ったということで、私に代わってやってくれないかということで、私が代理をしたいと思っております。

	譲受人、■■■■さんという方は、■■■■を行って います。譲渡人、■■■■さんは、■■■■ ■■■■です。■■■さんの家の 近くに草刈りをするだけの土地があり、今回売買の話となり、規模 拡大ということでまとまったということです。■■■さんは、メロ ン、スイカ、ミツバを中心とした農家です。経営面積は■■■■です。 後継者の■■■さんも何年か後には農家をやりたいということで、 増産するため申請地を取得したいとのこと。譲受人は農作業 を常時年間300日以上従事しており、支障はないと認められま すので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長 永井司委員	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。 18番、永井です。5番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■さんは■■■の間柄だそうでご ざいまして、このたび■■■さんが高齢のために農地を手放したい ということで、■■■■さんに持ってもらうことに同意されたところ でございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長 菅谷美尚委員	それでは、続きまして番号6番から番号10番について地元委 員の説明を求めます。 22番、菅谷です。6番についてご説明いたします。 ■■■さんは、■■■■ ■■■■大規模な農家さんです。■■■さんの田を■■■さんが借 りて作付していましたが、このほど■■■さんが■■■さんに買取り をお願いしたところ、円満に話がまとまったとのこと。■■■さ んは、購入後もこれまでどおり稲作をするとのこと。問題のな い案件と思われるので、よろしくご審議お願いします。 続きまして、7番についてご説明いたします。6番同様、■■■さ んが■■■さんより借りて作付していた田を買取り、これまでどお りに稲作をするとのこと。これも問題のない案件と思われるま すので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、8番についてご説明いたします。譲渡人、■■■さん と■■■■さんは、■■■■ ■■■■見込まれたので、このほど賃貸借 が成立したとのこと。■■■■さんは、次の案件の■■■ ■■■■営農型発電の施設管理、施 工と、ソーラーの下で作付するサカキの管理などをしているそう です。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いい たします。

議 長	れますので、よろしくご審議のほどお願いします。
梶間幸一委員	続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。 21番の梶間です。13番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の関係です。以前から■■■■さんの農地を■■■■さんが作付をしていましたけれども、■■■■さんが農業をやらないということで■■■■さんに相談し、売買が円満にまとまったということです。問題のない案件とされますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 小室満委員	続きまして、番号14番について地元委員の説明を求めます。 24番、小室です。申請番号14番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄です。このたび農業経営拡大のため、売買が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは■■■■さんから畑を譲り受け、コマツナ、ホウレンソウ、カンショを作付するとのことでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番から番号14番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号14番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番から番号14番を申請どおり許可と決定いたします。

		(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議	長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積330平方メートル。申請人、[REDACTED]。転用施設、住宅用物置、73.95平方メートル。事由、現在、家財等の収納スペースがないため、自宅敷地の隣接地に物置を整備したい。また、農地法の許可を得ずに一部に砕石を敷いて使用しておりましたので是正したい。
		なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
		以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
	小室満委員	24番、小室です。1番について報告いたします。 11月17日に石田委員、草野委員、私と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページ左側の位置になります。詳細については、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、住宅と山林に囲まれた地域である集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。 以上です。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
	荒野信寿委員	3番、荒野です。現況調査員さん、ご苦労さまでございました。番号1番につきましてご説明いたします。申請地は、地図1ページの左側です。場所につきましては、[REDACTED]

		■手前の■を左折しまして約30メートル進んだところにある場所でございます。申請人につきましては、■さんであります。現在、家財等の収納スペースがないため、自宅に隣接する申請地に住宅用の物置を整備したいとのことでございます。また、以前より一部碎石を敷いて使用していたため、是正したいとのことでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議	長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局		番号1番、権利、使用貸借。申請地、■， 地目、畑，面積0.24平方メートル。使用借人，■ ■。 使用貸人，■。転用施設，営農型

議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 現況証明書の交付について)
議 長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、台帳地目、畑、面積1,097平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX。変更年月日、平成11年6月1日以前、確認年月日、令和7年11月17日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
石田一博委員	11番、石田です。1番について報告いたします。 場所については、地図2ページの左側の位置です。詳細については、地元委員さんの説明をお願いいたします。 現地確認したところ、現在雑種地という状況でありました。平成11年から既に農地であり、現況は雑種地として使用している状況でした。3人の総合意見として非農地証明の交付は可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	12番、菅谷です。1番について説明いたします。 現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。地図は2ページの右側の位置になります。調査員さんの言うとおりでありまして、XXXXXXをXXXXXXのほうに入りましたXXXXXX地内にあります元宅地のあった場所だそうです。贈与で受け取ったそうなのですが、畑であったために雑種地にしたいということですので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議	長	それでは、番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号１番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号１番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第５号 農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第５号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては４６名、筆数は８５筆で、合計面積は２０万７、２２１平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和７年１１月２５日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議	長	それでは、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、 委員の退席を求めます。 (委員退室 午後２時３９分)

議	長	それでは、質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
議	長	■■■■委員の入場を認めます。 (■■■■ 委員入場 午後2時40分) (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議	長	それでは、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		3件の届出がございました。4筆で合計面積は4,771平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)

議 長	続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	8件の届出がございました。68筆で面積につきましては合計で12万2,196平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議 長	それでは、報告第3号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局より2件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、畑から原野への変更。現況地目を確認し、農地であったことから、令和7年11月7日付で会長専決処分により回答いたしました。 続きまして、番号2番、1筆で地目、畑から宅地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和7年11月17日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長	それでは、以上で議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。 菅谷さん、お願いします。
菅谷美尚委員	22番、菅谷です。皆様のところにこういう地図が配付されていると思うのですが、ちょっとご確認していただいてよろしいでしょうか。これは、うちが担当している■■■■地区というところの農地の地図になるのですが、集約した事業のところの

議 長	配置地図なのですけれども、ここの予定地というところがあると思うのです。2.5ヘクタール、これは推進委員■■■さんが主体になって遊休農地をなくそうということで、県の要請があって、土地の地権者さんたちに了解をいただいて、こういう案件があるということで県のほうから初めは依頼があって、地権者さんに頭を下げていたのですけれども、■■■さんたちの推進していた農地、これは一応遊休農地になっていて、これを開墾して農地にして利用しようという計画だったのですけれども、それが頓挫したというわけなのです。 農業委員会としても遊休農地をなるべくなくして、農地にしてもらうのが一番いい案件と思うのですけれども、県でも推奨していたにもかかわらず、はしごを外されたような感じだということです、■■■さんは。皆さんにお願いに上がって頭を下げて了解を得たにもかかわらず、それを了解したにもかかわらず、県に今度その申請がこういうことで通るようになりますよと言ったのだけれども、予算がなくて頓挫したという案件なのです。 会長さんにも相談したのですけれども、この案件というのは農業委員会としては、何とかこういう案件をなくしてもらうというか、県に予算をつけてもらって、こういう遊休農地をなくすというのは農業委員会にしてもいい案件だと思うのですけれども、よろしくご審議とは言わないのですけれども、皆さんの意見があれば伺いたいと思います。 私のほうからは、今のこの案件について、やはり県の農業会議所のほうにも、いわゆるこういったやつで集積をしてくれないかという何回もある程度の要望があったのです。あったのだけれども、実際これをやるというのには、すごく問題ばかりが多かったのも事実でございます。やはりこれから大型機械を導入することによって人件費を減らし、またドローンとかによって人件費を減らして、大規模拡大をやらなくてはもたないということで、県も国もそういう指導をしてきたにもかかわらず、こういうふうに一生懸命今度推進委員と農業委員で頑張ってやったにもかかわらず、予算がほぼないとかということ自体が、そもそも俺の考えでは間違いではないかと思っております。 こういうことをやってくれていたことは、今まで局長と県のほうに農業会議所の集まりのときもそういう話があって、ターゲットにされているのは鉾田は結構多いのです。だけれども、こういうふうになくなってやって頑張ってくれた人がいたのが、今度予算がないとか何とかということ自体がちょっとおかしいような感じでございますので、これは早速1月に農業会議所のなにかがあ
------------	--

		るもので、会議所の会長と、あと県知事がこのときには出席しますから、これを持って行って、こういうふうなことでこれを県のほうで予算がないとかなんとかだと言っているけれども、これはやる気をなくすようなことを県のほうでやっているのかどうか、会議所の会長をはじめ、知事と直接私掛け合って話したいと思いますから、その結果はどういうふうに出るかどうか分からないけれども、一応来年のこういう形で局長と行きますので、そのときにははっきり私言ってきますので、それでどうでしょうか。
菅谷美尚委員		ありがとうございます。すみません。会長のお力で、何とかそういう事業が推進できるような方向に持ってってもらえばありがたいと思います。■■■さんにも会長が言ってくれたことをそのまま伝えますので、ひとつよろしくお願いします。
議 長		こういう問題は、各地区で集まったでしょう。それで、局長から職員からみんな行って、その地区の大規模拡大やっている人らに集積するのに合意やるのだ、ああやるのだってみんな説明を受けたでしょう。それは田んぼも畑も同じなのです。農地だ。こんな農地をやっぱりこうやって幾らでもなくて、まして今は米が高くなっているのだから、なおさらいい機会だと思いますので、それをやる気をなくしてしまったのではしょうがないから。
菅谷美尚委員		米が高くなる前からやっていて、この今写真に載っている予定地の前の青い部分は、去年の予算でやっていた土地なのです。継続してやってきてくれている地区なのです。だから、そういう一生懸命やってくれている若い人らの芽を摘むようなことはなるべくしないで、県のほうにも協力してもらうように、会長のほうからひとつお力添えをお願いします。よろしくお願いします。
議 長		はい。俺一人ではちょっと何だから、市長にも相談してよ。機会があったら市長にも相談して、市長のほうからも県のほうに言ってもらって、あとは来年になればこういう形で会う機会がありますから、そのときにお願いできるような形がありますので、どういう答えが返ってくるか分かりませんが、預けてください。
菅谷美尚委員		よろしくお願いします。
議 長		それでどうでしょうか。
菅谷美尚委員		大満足です。

議 長	そのほか何かありますか。 事務局、どうぞ。
事 務 局	それでは、皆様のお手元のほうに、まず来年の農業委員の手帳のほうが届きましたので、また来年はそちらの手帳のほうを使っていただければと思っております。 また、あとこちらのメールと書いてある紙、カラーの資料のほうがあるのですけれども、こちらは先日……
議 長	どの資料。
事 務 局	頭にメールと書いてある資料とカラーの資料、そちらの資料なのですけれども、こちらのほうが先日視察研修のほうに行って、営農技術センターのほうから回答が来たものでございます。一応こちらのほうは、このメールと書いてあるのは回答もありますし、カラーのほうはその回答の中の別紙ということをつけてありますので、こちらのほうを参考にさせていただければと思います。 以上でございます。
議 長	どうでしょうか、そのほか。
事 務 局	すみません。もう一点忘れていました。 皆様のお手元に、こちらの黄色い農業者年金のパンフレットがございまして。今回新しい新刊ということで出ましたので、一応皆様に参考ということで配付させていただきました。一応こちらは編集の永武さんという方、もともと京丹波町農業委員会事務局にいて、それから地域計画のほうに携わって、今全国農業会議所のほうで働いている方が作ってくれたものなので、もしかしたら女性農業委員さんは昨年行き会っているというのもあると思いますので、そういう方が今回作ってくれたパンフレットになりますので、こちら参考にさせていただければと思っております。 以上でございます。
議 長	そのほかどうでしょうか。 お願いします。どうぞ。
箕輪美代子委員	鉾田のことではないのですけれども、海老沢を過ぎて橋を渡る両サイドの田んぼを今すごく整地しているのですけれども、あれは何をやっているのかなと思ひまして、誰か知っている方がいたら。

議 長	やっていたね。何かやっています。何をやっているのだから、後で事務局のほうで提供。
箕輪美代子委員	そうですか、はい。
議 長	かなりやっているのだよな、広く。 はい、どうぞ。
事 務 局	今、箕輪委員のほうから質問あったもので、今ちょっと小室委員さんからお話伺ったのですが、畑地化ということで事業を取り組んでやっているそうです。
山口正重委員	あの前に、向こう側にコマツナのハウスがモデルになって何か頑張っているみたいで、ずっとここにでっかいハウスがあって、あれが畑地化して事業が成功した [REDACTED] [REDACTED]
議 長	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
議 長	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
議 長	[REDACTED] [REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED] [REDACTED]

菅谷美尚委員	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
議 長	[REDACTED]	
菅谷美尚委員	[REDACTED]	
議 長	[REDACTED]	
菅谷美尚委員	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
菅谷美尚委員	[REDACTED]	
議 長	[REDACTED]	
菅谷美尚委員	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	
	[REDACTED]	

議長	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
議長 菅谷美尚委員	[REDACTED]
議長	[REDACTED]
菅谷幸子委員	すみません。12番、菅谷です。今、会長がお話ししましたように、■■年前だと思うのですが、うちの地区で■■■■■■■■■■さんの売電を通してもらったことがあるのです。下はサカキということで、いまだにサカキは植えたままの状態、周りは全部草だらけ。事務局の方が何年か行ってもらったときは、草は退治しているようですが、どうしてもそこは国道沿いにあるところなので目に入ってしまうのですけれども、いまだに生産している様子は全くございません。だから、ちょっとサカキはどうかと思います。
議長	それはサカキの場合に限らず、営農型の場合には下部で育てて売った収穫量と、あと売上高の明細が必要なのです。あれ何でもかんでも届けるものね。届けなくてはならないの。だから、届ける義務があるから、後でそれは事務局のほうでよく見せてもらって、実際に収穫しているかどうか。収穫して売上高の伝票もあるかどうか申告しなくてはならないのだから、そういうところを見てもら

	うような形でお願いいたします。 これは各地区の農業委員の方も、いろいろそういう営農型の発電があることがありますから、皆さんでそれは見守って、あと事務局と連携を取りながら、売上伝票なり何かを申請してあるかどうかちゃんと見ていただいて、当然今菅谷さんが言ったように全然売った様子も何もなくていたのでは、ちょっとこれは虚偽の申告になる可能性もあるから、そういうところを後で調べていただくように。 はい、どうぞ。
事務局	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
議長	[REDACTED]
事務局	[REDACTED] [REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
事務局	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED]
事務局	[REDACTED]
菅谷美尚委員	[REDACTED] [REDACTED]
事務局	ただ、[REDACTED]年とかたって、生育の状況は確かに毎年[REDACTED] [REDACTED]上げてもらうようになっているのですが、 ただサカキって5年、6年後が収穫できるというような状況なので、近年、近いうちに生育の状況を見て、なかなか育っていないとかそういうのがあったら、農業委員会のほうからの指導というのは確かに必要なことにはなってくるので、今後それは注意して見ていきたいと思っています。
議長	指導する場合、今指導という言葉を使うけれども、どういうふうに指導するのですか。

事務局	これはちなみにその案件が、その作物がどういう状況かによって、指導方法というのもまた変わってくると思うのです。なので、そこは県等からの指導を仰ぎながらやっていかなければいけないことなのかなというところです。
議長	指導に従わない場合は。
事務局	撤去という条件があるのですけれども、柱のほうを。
議長	最悪の場合にはそういうことも考えられることだから、考えておかなければいけないから、そういうことで農業委員の方、また事務局と連携を取りながら、今言ったとおりの農業委員会に出すなどは必ず依頼人が出てくるわけだから、その売上伝票が上がっているかどうか。そして、それが実際に本当に枝を切って売っているかどうかを見れば分かるわけだから、そういうことを事務局と連携取りながらこれから、せっかく条例、法律にもいい条例があるものだから、 そういう連携を確認しながらやっていければいいかなと思っておりますので、ひとつ皆さんで協力しながら、そういうことはよろしく願いのほうをいたします。 私からべらべらしゃべってしまって申し訳ないけれども、そのほか皆さんから何かあれば、願いのほうをいたします。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	すみません。今日は黙っていようかなと思ったのだけれども、どうしても聞きたいことなので。菅谷幸子さんの案件なのですけれども、さんの雑種地になりますよね。雑種地というのはどういうふうな形になっているのかなと思って。周りは宅地が結構あるようなのだけれども、周りに影響しないのかなと思って、俺は現地見ていないから分からないので、聞いてみたいかなと思って。
菅谷幸子委員	12番、菅谷です。この案件なのですけれども、大字ではなのですけれども、さらに小さく分かれたという地区がありまして、その中の各家があって、当時はその人の屋敷があったそうです、両親というか。それで、そこを解体して更地になっていました。周りはみんなそれぞれの家が建っている状態、そういう状態です。ずっとその屋敷は畑の上に家が建っていて、それでずっと住んでいたようです。それで、たまたま畑なので雑種地にしたいという、そういう申請だったのです。

大貫修一委員	今はどういう状況なのですか。木が生い茂っているとか。
菅谷幸子委員	全然きれいになっていまして、隣近所が見えているという感じ です。
大貫修一委員	そうなのですか。それはよかったですね。木が生い茂ってしまっ ているのかなと思って心配して。
菅谷幸子委員	いやいや、更地になって……
大貫修一委員	そうですか。どうもありがとうございます。
議 長	そのほかどうでしょうか。
	(なしの声あり)
議 長	事務局のほうからも何も無い。 はい。
事 務 局	
議 長	それでは、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとう ございました。 以上をもちまして、鉾田市農業委員会11月定例総会を閉会いた します。どうもご苦労さまでございました。
	午後3時11分 閉 会
	署 名 人
	<u>議長（会長）</u>
	<u>18番 委 員</u>
	<u>19番 委 員</u>